[記入例]

別記様式第2号の2(第6条関係)

グループホーム家賃等減額助成金交付事業 実績報告書

事業所番号	000000000								
事業所名	グループホーム△△								
家賃	7	2000	月途中の入	居·退居	全額徴収・	日割り ・ その他	1 ()	
(1月あたり)	70	0,000	月途中の入院・退院		全額徴収・ 日割り ・ その他()		
光熱水費 (1月あたり)	15,000		月途中の入	居·退居	全額徴収 ・ 日割り ・ その他()		
	13	5,000	月途中の入院・退院		全額徴収・ 日割り ・ その他()		
食費 (1日あたり)	1,100		月途中の入居・退居 月途中の入院・退院		全額徴収 •	日割り ・ その他	1 ()	
					全額徴収 ・ 日割り ・ その他()	20.00015 (01.400.)	
被保険者番号	被保険者氏	3 段階	サービス提供年月	利用日数 食費請求 日数	(本来徴	基礎額 収する額) A	利用者から実際 に徴収した額 A-B	減額した額 (助成額) B	20,000×15/31(100 円未満切捨て)
				15	家賃	33,870	33,870	0	
0001111111	宇治 花子	生活保護 受給者	平成27年7月	15	光熱水費・食費	23,758	14,158	9,600	7月17日に入居
		4-7-60-	平成27年8月	21	家賃	70,000	40,000	30,000	8月10日~19日
0001111111	宇治 花子	生活保護 受給者		21	光熱水費・食費	38,100	24,600	13,500	(10日間)入院
		生活保護	平成27年9月	30	家賃	70,000	40,000	30,000	00 000 H 01 (01 (100 TI
0001111111	宇治 花子	至		30	光熱水費・食費	48,000	28,000	20,000	20,000×21/31(100円 未満切捨て)
0001111123			平成27年7月	23	家賃	51,935	40,000	11,935	
	介護太郎	郎 第2段階		23	光熱水費・食費	36,429	25,329	11,100	7月9日に入居
	0-44 1.40		平成27年8月	31	家賃	70,000	50,000	20,000	15,000×23/31(100円5 満切捨て)
0001111123	介護 太郎	第2段階		31	光熱水費·食費	49,100	34,100	15,000	
0001111123	A =++	***	平成27年9月	30	家賃	70,000	50,000	20,000	10,000×27/30(100円 未満切捨て)
	介護 太郎	第2段階		30	光熱水費・食費	48,000	33,000	15,000	
0001111105	^=# #7	第3段階	平成27年9月	27	家賃	63,000	48,000	15,000	9月4日に入居
0001111125	介護 花子	男3段階		27	光熱水費・食費	44,700	36,000	9,000	
					家賃				1
					光熱水費·食費]
					家賃				
					光熱水費·食費				
					家賃				
					光熱水費·食費				
					家賃				
					光熱水費·食費]
					家賃				
					光熱水費·食費				
減額対象者数		3人			家賃助成額 計 a			126,935	-
光熱水費・食費助成額 計							93,200		
					助原	戈金交付申請額事	業所計 a+b	220,135	

(注意) 光熱水費・食費の助成額は、食費の請求日数に応じて助成額を日割り計算します。 (100円未満切捨て)

「減額される額(月額)]

段階		家 舅	光熱水費・食費	
			上限	(上限)
生活保護受	給者		なし	20,000円
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の合計 所得金額と公的年金等収入額の合計額が80万円以下の人	各事業所の家賃 から40,000円 を控除した額	20,000円	15,000円
第3段階	住民税非課税世帯で第2段階に 該当しない人	ご注呼びた顔	15,000円	10,000円

[記入上の注意]

~ 铅陛

認定証に記載の減額内容をご確認いただき、該当する段階を記入してください。

<助成基礎額 A>

減額前の請求金額を記入してください。

<家賃 減額した額 B>

認定証に記載の減額内容をご確認いただき、減額する額を記入してください。 生活保護受給者は助成基礎額家實から40,000円を引いた額。40,000円を超えない場合は0 m

第2段階の人は助成基礎額家賃から41,000円を引いた額に対し上限20,000円まで。 第3段階の人は助成基礎額家賃から41,000円を引いた額に対し上限15,000円まで。

<光熱水費・食費 減額した額 B>

認定証に記載の減額内容をご確認いただき、減額する額を記入してください。 食費請求日数が1カ月にみたない場合は助成額上限を食費請求日数で按分してください。 生活保護受給者は助成基礎額光熱水費・食費に対し、助成額上限20,000円。 第2段階の人は助成基礎額光熱水費・食費に対し、助成額上限15,000円。 第3段階の人は助成基礎額光熱水費・食費に対し、助成額上限15,000円。

<利用者から実際に徴収した額A-B>

A-Bを記入してください。利用者から領収する金額となります。

※添付書類

利用者に交付した領収書の写し(利用日数、家賃、食費請求日数、光熱水費、食費の内訳 が確認できるもの)

後で減額相当分を利用者に返還した場合は、利用者より領収書を受領しその写しも添付してください。(家賃、光熱水費・食費の減額した額の内訳が月ごとに確認できるもの)